第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
7-95　後面衝突警告表示灯	**8-95　後面衝突警告表示灯**
7-95-1　装備要件	**8-95-1　装備要件**
自動車（側車付二輪自動車を除く。）には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。（保安基準第41条の5第1項関係）	自動車（側車付二輪自動車を除く。）には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。（保安基準第41条の5第1項関係）
7-95-2　性能要件（視認等による審査）	**8-95-2　性能要件（視認等による審査）**
(1) 後面衝突警告表示灯は、自動車の後方にある交通に当該自動車と衝突するおそれがあることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。（保安基準第41条の5第3項関係）	(1) 後面衝突警告表示灯は、自動車の後方にある交通に当該自動車と衝突するおそれがあることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。（保安基準第41条の5第3項関係）
(2) 後面衝突警告表示灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、7-91-2（1）及び7-92-2（1）に定める基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第41条の5第3項関係、細目告示第61条の3第1項関係、細目告示第139条の3第1項関係）	(2) 後面衝突警告表示灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、8-91-2（1）及び8-92-2（1）に定める基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第41条の5第3項関係、細目告示第217条の3第1項関係）
(3) 次に掲げる後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。（細目告示第139条の3第2項） ① 指定自動車等に備えられている後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後面衝突警告表示灯これに準ずる性能を有する後面衝突警告表示灯 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯又はこれに準ずる性能を有する後面衝突警告表示灯	(3) 後面衝突警告表示灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。（細目告示第217条の3第2項関係）
7-95-3　取付要件（視認等による審査）	**8-95-3　取付要件（視認等による審査）**
(1) 後面衝突警告表示灯は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。（保安基準第41条の5第4項関係）	(1) 後面衝突警告表示灯は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。（保安基準第41条の5第4項関係）
(2) 後面衝突警告表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは (1) の基準に適合するものとする。 この場合において、後面衝突警告表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第41条の5第4項関係、細目告示第139条の3第3項関係） ① 方向指示器を使用するものであること。 この場合において、方向指示器と同時に使用する場合に限り、補助方向指示器を後面衝突警告表示灯として使用してもよい。 ② 後面衝突警告表示灯については、7-91-3（1）①から④まで、⑥及び⑦並びに7-91-3（2）②から⑤まで及び⑦から⑪まで並びに7-92-3（1）③（二輪自動車に限る。）及び⑥の規定を準用する。	(2) 後面衝突警告表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、8-91-3（1）②及び③並びに 8-92-3（1）③に定める基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、後面衝突警告表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第41条の5第4項関係、細目告示第217条の3第3項関係）

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
③　毎分180回以上300回以下の一定の周期で点滅するものであること。 ただし、フィラメント光源を用いる場合にあっては、毎分180回以上240回以下の一定の周期で点滅するものであること。 ④　他の灯火装置と独立して作動するものであること。 ⑤　方向指示器、非常点滅表示灯又は緊急制動表示灯が作動している場合においては、後面衝突警告表示灯は作動してはならない。 ⑥　自動的に作動し、かつ、作動から3秒以内に自動的に作動を停止するものであること。 ⑦　連鎖式点灯をする方向指示器（自動車の後部に備えるものに限る。）又は補助方向指示器が後面衝突警告表示灯として作動する場合にあっては、連鎖式点灯による点灯はしないこと。	
(3) 次に掲げる後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは（2）の基準に適合するものとする。 ①　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯 ②　法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後面衝突警告表示灯又はこれに準ずる性能を有する後面衝突警告表示灯 ③　法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の型式の指定を受けた自動車に備える後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯又はこれに準ずる性能を有する後面衝突警告表示灯	(3) 後面衝突警告表示灯の機能を損なう損傷等のないものは、（2）の基準に適合するものとする。（細目告示第217条の3第4項関係）
(4) 大型特殊自動車に備える後面衝突警告表示灯にあっては、当該灯火が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限り、脱着式とすることができる。 ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後面衝突警告表示灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。（細目告示第139条の3第5項関係）	(4) 大型特殊自動車に備える後面衝突警告表示灯にあっては、当該灯火が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限り、脱着式とすることができる。 ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後面衝突警告表示灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。（細目告示第217条の3第5項関係）